

## 令和6年4月に向けた 既存施設連携型1・2歳児園 整備が必要な地域一覧

「整備が必要な地域」は、経年の待機児童数や保留児童数、申請動向等を踏まえて設定していますが、今後の整備募集や利用申請の状況等により、変動する場合があります。

### 整備が必要な地域

| 区    | 対象エリア   | 区  | 対象エリア  |
|------|---|----|--|
| 南    | <b>【市営地下鉄弘明寺駅周辺（徒歩7分圏内）】</b><br>大橋町2～3丁目、中島町3～4丁目、通町3～4丁目、若宮町3～4丁目、大岡町一～二丁目、中里一丁目   | 港南 | <b>【上永谷駅（駅徒歩5分または10分圏内）】</b><br><駅徒歩5分圏内><br>丸山台一～三丁目、野庭町、上永谷五丁目<br><駅徒歩10分圏内><br>上永谷一丁目～四丁目                                       |
| 南・港南 | <b>【上大岡駅（駅徒歩5分または10分圏内）】</b><br><駅徒歩5分圏内><br>港南区<br>上大岡東一～二丁目<br><駅徒歩10分圏内><br>港南区<br>上大岡西一～三丁目、大久保一～二丁目、最戸一～二丁目、港南一丁目、港南中央通<br>南区<br>大岡五丁目 | 旭  | <b>【二俣川駅（駅徒歩5分または10分圏内）】</b><br><駅北口徒歩10分圏内><br>二俣川一丁目、本村町、中沢一丁目、中尾一～二丁目、さちが丘<br><駅南口徒歩5分圏内><br>二俣川二丁目、本宿町                         |
| 磯子   | <b>【新杉田駅（駅徒歩10分圏内）】</b><br>杉田一丁目及び四～五丁目、新杉田町、中原一～二丁目<br><b>【洋光台駅（駅徒歩10分圏内）】</b><br>洋光台一～五丁目<br><b>【根岸駅（駅徒歩10分圏内）】</b><br>東町、西町、原町、下町        | 港北 | <b>【日吉駅周辺】</b><br>箕輪町一～三丁目、日吉本町一丁目、日吉一～四丁目（駅徒歩10分圏内）<br><b>【綱島駅周辺】</b><br>綱島東一～六丁目<br><b>【日吉本町駅周辺】</b><br>日吉本町二～五丁目                |
| 都筑   | <b>【川和町駅（駅徒歩5分圏内）】</b><br>川和町   | 戸塚 | <b>【戸塚駅（駅徒歩10分圏内）】</b><br>吉田町、戸塚町[①JR線線路より東側 ②国道1号（旧東海道）より西側（ただし、バスセンター前交差点から戸塚小学校入口交差点までの商業及び近隣商業地域を除く） ③戸塚小学校入口交差点より南側]、矢部町、上倉田町 |

|   |   |    |   |
|---|---|----|---|
| 栄 | <b>【大船駅周辺】</b><br>笠間一～五丁目                           | 瀬谷 | <b>【瀬谷駅（駅徒歩10分圏内）】</b><br>本郷二丁目～三丁目、中央、相沢一丁目及び四丁目、瀬谷二～五丁目、橋戸一～三丁目 |
|   | <b>【本郷台駅（駅徒歩10分圏内）】</b><br>小菅ヶ谷一～三丁目、桂町、柏陽、本郷台一～二丁目 |    |   |

**【整備か所数について】**

各エリアの整備か所数については、他の整備事業募集（認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育室）の申請状況等も踏まえ、総合的に判断し決定します。そのため、上記エリアでの申請であっても採択されない場合があります。

**【お問合せ先】**

＜整備が必要な地域に関すること＞

担当部署：こども青少年局保育対策課

電話番号：045-671-4469

メールアドレス：kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

＜設備基準や申請に関すること＞

担当部署：こども青少年局こども施設整備課

電話番号：045-671-4146

メールアドレス：kd-koseibi@city.yokohama.jp

※整備の際の定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

※横浜保育室からの移行に関しては、上記エリア外での申請も受付けます。

※横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱に基づき、神奈川区羽沢国大駅周辺で開発事業者と令和6年4月の整備に向けて調整中です。

**お知らせ**

令和6年4月に向けて必要な整備を確実にを行うため、緊急対策として、認可保育所は重点整備地域の拡充、小規模保育事業は開所前の賃借料補助を拡充及び、補助対象経費に躯体造作費の追加を実施します。整備する施設種別において、適用される補助内容が異なります。詳細は、認可保育所と小規模保育事業のそれぞれの整備が必要な地域や、募集要項をご確認ください。